


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員水防対策規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市組織規則				
	部課機関	企画課				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市組織規則の一部改正及び市の水防本部の運営強化を図るため、東大和市職員水防対策規程について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の組織改正に伴い、職名及び組織名を改め、副本部長に教育部長を加える。 ・水防本部の審議策定事項に「自主避難所の開設に関すること。」を加える。 ・水防本部の設置前の態勢として、「水防情報連絡態勢」と「水防警戒配備態勢」を加える。 ・別表第1及び別表第2中、水防組織の班に「自主避難所班」を加える。 ・別表第3中、水防配備態勢の各配備態勢に設置基準を加える。 ・別表第3中、水防配備態勢の各配備態勢の配備人員に教育部の職員を加える。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の組織及び事務分掌に即して、当該規則の整合性を図ることができる。 ・水防事案発生時に、市の水防本部を強化し、市民の安全安心を確保することができる。 						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。